

広島市告示第 2 1 9 号
令和 7 年 4 月 1 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき、広島市公民館使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

- 1 指定公金事務取扱者の名称、代表者の氏名及び住所又は事業所の所在地
 - （ 1 ） 公益財団法人広島市文化財団
 - （ 2 ） 理事長 胡麻田 泰江
 - （ 3 ） 広島市中区加古町 4 番 1 7 号
- 2 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和 7 年 4 月 1 日
- 3 指定公金事務取扱者に委託した期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日